

## 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程

平成16年 4月 1日

規程第 14号

改正 平成17年11月14日規程第55号  
平成18年 3月13日規程第22号  
平成19年 3月23日規程第10号  
平成19年 7月30日規程第67号  
平成19年12月12日規程第76号  
平成20年 3月24日規程第59号  
平成20年 5月14日規程第74号  
平成21年 3月23日規程第11号  
平成21年 5月29日規程第69号  
平成21年11月30日規程第74号  
平成22年 3月24日規程第 6号  
平成22年11月30日規程第87号  
平成23年 3月 9日規程第 7号  
平成24年 3月14日規程第 7号  
平成25年11月27日規程第25号  
平成26年 3月24日規程第 8号  
平成26年12月 1日規程第59号  
平成27年 3月24日規程第15号  
平成28年 2月 1日規程第 4号  
平成28年12月 1日規程第57号  
平成29年 3月 8日規程第 8号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（年俸制の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

#### (給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

#### (給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、安全衛生管理手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び安全衛生管理手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 通勤手当は、別に定める日に支給する。

## 第2章 本給

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表（一） （別記第1）
- (2) 一般職本給表（二） （別記第2）
- (3) 教育職本給表（一） （別記第3）
- (4) 教育職本給表（二） （別記第4）
- (5) 教育職本給表（三） （別記第5）
- (6) 医療職本給表（一） （別記第6）
- (7) 医療職本給表（二） （別記第7）

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 自動車運転手及び教務助手
- (3) 第3号の適用を受ける者 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校に勤務する校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 第5号の適用を受ける者 附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (6) 第6号の適用を受ける者 栄養士
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護師

4 第2項第1号から第7号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定めるものとする。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で、第5条第4項に定める上位の職務の級に決定される基準を満たすに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

(降格)

第8条 就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、毎年1月1日(学長が特に必要と認めた場合を除く。)に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(別に定める職員にあっては3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の昇給については、前項の規定にかかわらず、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別昇給)

第10条 <削除>

(昇給等の時期)

第11条 <削除>

第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般(一)9級以上職員等」という。)に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）  
なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、解雇された又は死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等の職員となっ

た職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上職員等が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（役職手当）

第13条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員又は学長から特別に命を受けた職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 役職手当の月額は、その者の職責に応じて、次の各号に掲げる区分ごとに、区分を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする。

- (1) I種
- (2) II種
- (3) III種

- (4) IV種
- (5) V種
- (6) VI種

- 3 前項第1号から第5号に掲げる区分に該当する職員及び第6号に掲げる区分に該当する職員のうち附属幼稚園教頭は、第19条から第20条までの規定は適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に規定する深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 5 前3項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（地域手当）

第14条 地域手当は、別に定める支給地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、本給、本給の調整額、扶養手当、役職手当及び教職調整額の月額合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（広域異動手当）

第14条の2 職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務部署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務部署の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務部署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務部署との間が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務部署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、役職手当及び教職調整額の月額合計額に当該異動等に係る勤務部署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務部署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る

広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員（特別職に属する者を含む。）であつた者，検察官であつた者，国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員であつた者，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員であつた者，地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第141号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員であつた者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となつた者又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて，これらに伴い勤務場所に変更があつたもののうち，任用の事情等を考慮して，第1項の規定による広域異動手当を支給される者との権衡上必要があると学長が認めた場合には，別に定めるところにより，前2項の規定に準じて，広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が，第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は，前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において，前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは，広域異動手当は，支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか，広域異動手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。  
（住居手当）

第15条 住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され，使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
  - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては，当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から12,000円を控除した額
    - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは，16,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円  
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円  
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にすることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島に所在する勤務部署で通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前8項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第17条 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 交流職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を

支給する。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当

2 前項に規定するもののほか、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(超過勤務手当)

第19条 国立大学法人鳴門教育大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(週休日における勤務を含む。)に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「時間当たり給与額」という。)に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて次に掲げる各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した時間(週休日における勤務を含む。)と勤務時間等規程第14条の規定による休日(同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。)において勤務した時間の合計時間(以下「超過勤務等合計時間」という。)が、1月に45時間(1年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては42時間。以下この項及び次条第2項において同じ。)を超えた職員には、その45時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に「時間外・休日労働に関する協定」(以下「勤務時間外等協定」という。)で定める割合(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、毎年4月1日を起算日とする1年に360時間(1年単位の変形労働時間制の適用を受ける職員にあっては320時間。以下この項及び次条第4項において同じ。)を超えた職員には、その360時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 前4項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日給)

第20条 勤務時間等規程第14条の規定による休日(同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の10

- 0分の135を休日給として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に45時間を超えた職員には、その45時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に100分の150を乗じて得た額を休日給として支給する。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、毎年4月1日を起算日とする1年に360時間を超えた職員には、その360時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
  - 5 前4項の規定にかかわらず、休日において、勤務時間等規程第15条に規定する休日の代休日を指定した場合には、当該休日に係る休日給は支給しない。
  - 6 前5項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。
  - 7 前6項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(併給調整)

第20条の2 第27条に規定する教職調整額が支給される者に対して、第19条に規定する超過勤務手当又は第20条の規定する休日給を支給する場合にあっては、次の各号により併給調整する。

- (1) 第19条の規定により支給される1月あたりの額及び第20条の規定により支給される1月あたりの額の合計額（以下「超過勤務手当等月額」という。）が、その者に支給される教職調整額の月額以下の場合 超過勤務手当等月額は支給しない。
- (2) 超過勤務手当等月額が、その者に支給される教職調整額の月額を超える場合 超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、本給の月額に対する地域手当及び本給の月額に対する広域異動手当の月額の合計額を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第22条 勤務時間等規程第9条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。

- 2 前項の勤務は、第19条から第20条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第13条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員のうち管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第12条に規定する週休日又は同規程第14条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 第13条第1項に規定する職務区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

イ I種適用職員 12,000円

ロ II種適用職員 10,000円

ハ III種適用職員 8,500円

ニ IV種適用職員 7,000円

ホ V種適用職員 6,000円

ヘ VI種適用職員 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ I種適用職員 6,000円

ロ II種適用職員 5,000円

ハ III種適用職員 4,300円

ニ IV種適用職員 3,500円

ホ V種適用職員 3,000円

ヘ VI種適用職員 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第24条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額 $100$ 分の $4.5$ を超えるときは、本給月額 $100$ 分の $4.5$ とし、その額に $1$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成 $16$ 年規程第 $19$ 号。以下「育児休業等規程」という。）第 $16$ 条による育児短時間勤務職員にあつてはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 $16$ 年規程第 $18$ 号）第 $27$ 条の $2$ により定められたその者の勤務時間を $38.75$ 時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に $1$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が本給 $100$ 分の $25$ を超えるときは、本給 $100$ 分の $25$ に相当する額（育児短時間勤務職員について、その額に $1$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、教育職本給表の適用を受ける別に定める職員で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものには月額50,600円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(義務教育等教員特別手当)

第26条 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)に勤務する校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭(以下「教諭等」という。)には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、附属小学校及び附属中学校に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、職務の最高を超える本給月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高号給とする。以下同じ。)に対応する別記第8に掲げる額

(2) 教育職本給表(二)の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第9に掲げる額

(3) 教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、附属幼稚園に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別記第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(教職調整額)

第27条 附属学校に勤務する教諭等の勤務形態の特殊性を考慮して、教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級がその本給表の1級、2級又は特2級(附属幼稚園の教頭を除く。)である者に、その者の本給の100分の4に相当する額を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(安全衛生管理手当)

第28条 安全衛生管理手当は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づく産業医及び衛生管理者に支給する。

2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 産業医 10,000円

(2) 衛生管理者 2,000円

3 前項第1号の規定により安全衛生管理手当を受ける職員が、同項第2号に該当する場合には、第2号に係る手当は支給しない。

4 安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は学長がその都度定める。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇された職員（懲戒による解雇を除く。）、又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次の表(2)に定める職員にあつては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次の表(3)に定める職員にあつては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（「期末手当基礎額」という。）を基礎として、次の表(1)に定める期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(4)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

表(1) 期別支給割合

基準日	期別支給割合	
	一般の職員	特定幹部職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5
12月1日	100分の137.5	100分の117.5

\*特定幹部職員は、次表(3)①に掲げる職員をいう。

表(2) 役職段階別加算率

① 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算率
一般職(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級及び3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

② 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算率
教育職(一)	6級の職員	100分の20
	5級の職員	100分の15(学長が指定する職員にあつては100分の20)

	4級及び3級の職員	100分の10(学長が指定する職員にあつては100分の15)
	2級及び1級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二) 教育職(三)	4級の職員	100分の15
	3級及び特2級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあつては100分の10)

③ 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算率
医療職(一)	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

表(3) 管理職の地位にある職員の本給の割増率

① 一般職本給表適用者

職務の級	役職手当の区分	割増率
一般職(一) 10級・9級・8級・7級	役職手当支給細則第2条の区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上区分Ⅱ種の職員	100分の15

表(4) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第49条の規定により懲戒解雇された場合
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第27条の規定により解雇された場合(同規則第1号に該当して解雇した職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(前2号に掲げる者を除く。)

た日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

4 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

5 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前6項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、

又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項及び国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項第5号において同じ。）において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項の表(2)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項の表(3)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前条第4項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 第4章 給与の特例等

##### (休職者の給与)

第31条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この項において、「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教諭等が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 就業規則第17条1項第3号又は第4号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程第4条第1号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 第2項から第5項までの規定による本給等の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 7 休職にされた職員には、他の規定に別段の定めがない限り、第1項から第5項までに定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第4項及び第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第27条各号及び第28条第1項各号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第29条第1項の規定により定める日に、同条各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

（育児休業等の給与）

第32条 育児休業等規程により育児休業をする職員及び育児時間により勤務する職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
  - (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
    - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
    - ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
  - (3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
  - (4) 職員が育児時間により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 育児休業等規程により育児短時間勤務をする職員の給与規程の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

掲げる字句とする。

第5条	決定する	決定するものとし、その者の本給は、その者の受ける号給に応じた額に、育児休業等規程の規定により定められた勤務時間を38.75で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第36条第4項	第12条及び第13条	第27条の2第5項及び第13条（第27条の2第6項の規定の適用を受ける者については、当該項）
第16条第2項第2号	定める額。	定める額（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない者については、常勤職員の職員に支給することとなる月額に100分の50を乗じて得た額）。
第19条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものが、当該職員が育児短時間勤務をしないものとした場合における正規の勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする
第24条第2項	得た額とする	得た額に、算出率を乗じて得た額とする
第27条第2項	額を支給する	額に算出率を乗じて得た額を支給する
第29条第2項	本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額	本給、本給の調整額及び教職調整額の月額（以下「本給の月額」という。）を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第29条第2項、第	本給、本給の調整額及び教	本給の月額を算出率で除して得た額

30条	職調整額
第2項	の月額

3 前2項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(介護休業等の給与)

第33条 国立大学法人鳴門教育大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業をする職員の給与については、その期間の勤務しない1時間について第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(自己啓発等休業の給与)

第33条の2 国立大学法人鳴門教育大学職員の自己啓発等休業に関する規程(平成19年規程第65号。以下「自己啓発等休業規程」という。)により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした期間の2分の1に相当する期間(当該自己啓発等休業が職員としての職務に特に有用である場合にあっては当該自己啓発等休業をした期間)を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(給与の減額)

第34条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第35条 前条の規程にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(日割計算)

第36条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規程第12条及び第13条の規定に基づく週休日の日数と同規程第14条及び第15条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、役職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び安全衛生管理手当の支給について準用する。

(端数計算)

第37条 第19条から第20条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給並びに第34条の規定による勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第38条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

第2条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については教育職本給表とし、医療職俸給表(二)については医療職本給表(一)とし、医療職俸給表(三)については医療職本給表(二)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(本給)

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸及び当該号俸を受けていた

期間を基礎とし本給を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障)

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第14条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から同条の適用があったものとして適用される支給割合を支給する。

(扶養手当等)

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第12条に規定する扶養手当、第15条に規定する住居手当、第16条に規定する通勤手当及び第17条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

(休職者の給与)

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第31条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

(育児休業等の給与)

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第32条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第5条第2項に掲げる別記第1から別記第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号給については、その者が切替日の前日において属していた職務の級、号給及びその号給を受けていた期間に応じて、学長が別に定める。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給

する。

- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受ける職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 平成22年3月31日までの間における第9条第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(平成23年3月31日までの間における役職手当に関する経過措置)
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第2項、第3項及び第4項の規定による本給を支給されている職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第13条第5項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第2項、第3項及び第4項の規定による本給の額との合計額」とする。  
(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)
- 3 平成20年3月31日までの間において、新給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。  
(広域異動手当に関する経過措置)
- 4 新給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 育児短時間勤務をしている職員の平成18年附則第3項及び第4項に規定する差額に相当する額は、切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号)第27条の2の規定により定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年12月12日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日に在職する者について平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度に支給される勤勉手当の総額は、第30条第2項の規定にかかわらず、6月1日を基準日とするものにあつては、100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）、12月1日を基準日とするものにあつては100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）とそれぞれ読み替える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
（附則の改正（平成19年規程第67号附則第2項））
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成19年規程第67号）附則第2項中「40時間」とあるのは「38.75時間」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第29条第2項表（1）及び第30条第2項の適用については、第29条第2項表（1）中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第30条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。  
（附則の改正（平成18年規程第22号附則第3項））
- 3 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（平成21年12月1日において次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外である者（「減額改定対象職員」という。）にあつては、当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

本 給 表	職務の級	号 俸
一般職本給表（一）	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から24号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職本給表（二）	1 級	1 号俸から68号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
教育職本給表（一）	1 級	1 号俸から48号俸まで

	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職本給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職本給表（三）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職本給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職本給表（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の第35条の規定は、平成23年1月1日から、附則第10項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（特定職員の給与の減額）

- 2 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第35条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条第1項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下、この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項におい

- て「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第29条第2項表（2）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表（2）に規定する加算率を乗じて得た額（同項表（3）に定める職員（以下この号において「管理職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同項表（3）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（1）に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第2項表（2）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表（2）に規定する加算率を乗じて得た額（管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（3）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（1）に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第30条第2項において準用する第29条第2項表（2）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表（2）に規定する加算率を乗じて得た額（同項表（3）に定める職員（以下この号において「管理職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同項表（3）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第2項において準用する第29条第2項表（2）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項表（2）に規定する加算率を乗じて得た額（管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（3）に規定する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第31条第1項から第5項又は第8項の規定により支給される給与
- イ 第31条第1項 前各号に定める額
- ロ 第31条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得

た額

ハ 第31条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第31条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第31条第1項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（一）	6級
医療職本給表（二）	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条から第21条まで及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第30条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同条第1項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるの

は「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(附則の改正(平成18年規程第22号附則第3項))

- 7 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項中「相当する額」の下に「(国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

(附則の改正(平成21年規程第74号附則第3項))

- 8 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成21年規程第74号)附則第3項中「平成21年12月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「100分の99.76を乗じて得た額とし、」とあるのは「100分の99.59を乗じて得た額とし、減額改定職員以外の職員にあっては、当該本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それぞれ」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当)

- 9 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第29条第2項表(1)及び第30条第2項の適用については、第29条第2項表(1)中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第30条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(属する職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則の改正(平成18年規程第22号附則第3項))

- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項中「職員には、」の下に「平成26年3月31日までの間、」を加える。

(附則の改正(平成22年規程第87号附則第8項))

- 3 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第8項中「100分の99.59」とあるのは「100分の99.1」と、「100分の99.83」とあるのは「100分の99.34」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 4 平成24年4月1日において、前2項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成18年規程第22号)附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、属する職務

の級における最高の号給を受ける職員（以下この項において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他号給の決定状況（以下、この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

5 平成25年4月1日において、第2項及び第3項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

6 平成26年4月1日において、第2項及び第3項の規定による改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）附則第3項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要のあるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この号の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

7 第32条第2項に規定する育児短時間勤務をする職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額、当該号給に応じた額に、国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。）第27条の2の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等規程第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規

定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項の規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 4 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは「100分の82.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)」とする。

(雑則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(附則の改正(平成18年規程第22号附則第3項))
- 2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)(以下「平成22年附則」という。)附則第2項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(本給月額の改定に伴う経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(学長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

7 第4項から第6項までの規定による本給を支給される職員に関する第29条第2項及び第30条第2項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに平成22年附則第2項第2号から第5号までの規定の適用については、給与規程第29条第2項及び第30条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成27年規程第15号）附則第4項から第6項までの規定による本給の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

8 切替日から平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で学長が定める額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

9 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

10 切替日前に職員がその在勤する勤務部署を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務部署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（雑則）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成28年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月に支給する勤勉手当に関する特例）

2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

3 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

（給与の内払）

4 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条第2項の規定 平成29年1月1日

(2) 第12条各項の規定 平成29年4月1日

(扶養手当に関する特例)

2 施行日から平成32年3月31日までの間における第12条第3項の規定の適用後の扶養手当の月額については、扶養親族、職務の級、年度に応じて下表のとおりとする。

(円)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶者	一般（一）9級 以上職員等	10,000	6,500	3,500
	一般（一）8級 職員等	10,000	6,500	3,500
	上記以外	10,000	6,500	6,500
子		8,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)
父母等	一般（一）9級 以上職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	一般（一）8級 職員等	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	3,500 (3,500)
	上記以外	6,500 (9,000)	6,500 (6,500)	6,500 (6,500)

※（ ）は配偶者がいない場合

(平成28年6月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とあるのは「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」とする。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

4 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第30条第2項の適用については、「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とあるのは「100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」とする。

(給与の内払)

5 改正後の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別記第1 一般職本給表(一)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額									
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				

63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

## 別記第2 一般職本給表(二)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200

69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

## 別記第3 教育職本給表 (一)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900	
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000	
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400	

61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800	
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400	
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500	
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100	
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700	
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300	
82	295,000	349,000	414,800	451,000		
83	295,900	350,000	415,100	451,300		
84	296,800	351,000	415,500	451,900		
85	297,500	351,600	415,800	452,300		
86	298,300	352,200	416,200	452,700		
87	299,100	352,800	416,600	453,100		
88	300,000	353,400	417,000	453,400		
89	300,600	354,000	417,300	453,700		
90	301,200	354,400	417,700	454,100		
91	301,900	354,800	418,100	454,500		
92	302,500	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,800	356,200	419,100	455,500		
95	304,400	356,700	419,400	455,800		
96	305,000	357,200	419,700	456,100		
97	305,700	357,800	420,000	456,400		
98	306,300	358,300	420,400	456,800		
99	306,900	358,700	420,700	457,100		
100	307,500	359,200	421,000	457,400		
101	307,900	359,600	421,300	457,700		
102	308,200	360,100	421,700			
103	308,500	360,400	422,000			
104	308,900	360,900	422,300			
105	309,200	361,400	422,600			
106	309,600	361,800	423,000			
107	309,900	362,300	423,300			
108	310,200	362,800	423,600			
109	310,600	363,200	423,900			
110	310,900	363,700	424,200			
111	311,300	364,200	424,500			
112	311,700	364,600	424,800			
113	312,000	365,000	425,100			
114	312,400	365,400	425,400			
115	312,700	365,900	425,700			
116	313,000	366,300	426,000			
117	313,200	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,800	368,700				
123	315,200	369,200				

124	315,600	369,500				
125	315,800	369,900				
126	316,000	370,400				
127	316,300	370,900				
128	316,700	371,300				
129	316,900	371,700				
130	317,200	372,200				
131	317,600	372,700				
132	317,800	373,200				
133	318,000	373,700				
134	318,300	374,200				
135	318,700	374,700				
136	318,900	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				
140	319,800	377,200				
141	320,200	377,700				
142	320,500					
143	320,800					
144	321,100					
145	321,500					
146	321,800					
147	322,000					
148	322,300					
149	322,700					
150	323,000					
151	323,300					
152	323,500					
153	323,800					
154	324,100					
155	324,400					
156	324,700					
157	324,900					

## 別記第4 教育職本給表(二)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	
39	226,200	281,400	346,900	400,900	
40	228,000	283,400	349,000	402,300	
41	229,700	285,200	351,100	404,000	
42	231,400	287,600	353,200	405,400	
43	233,000	289,900	355,200	406,700	
44	234,600	292,400	357,300	408,200	
45	236,200	294,500	359,200	409,800	
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	

61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100		
79	281,200	366,400	411,400		
80	282,400	368,000	412,800		
81	283,500	369,500	414,100		
82	284,700	371,000	415,300		
83	285,900	372,500	416,300		
84	287,100	373,900	417,500		
85	288,300	375,000	418,700		
86	289,400	376,400	419,900		
87	290,500	377,800	421,100		
88	291,700	379,100	422,100		
89	292,900	380,400	423,200		
90	294,000	381,700	424,200		
91	295,200	382,900	425,200		
92	296,400	384,200	426,200		
93	297,100	385,500	427,100		
94	298,100	386,600	427,900		
95	299,200	387,900	428,700		
96	300,400	389,100	429,500		
97	301,400	390,500	430,300		
98	302,500	391,500	430,700		
99	303,500	392,600	431,100		
100	304,600	393,600	431,500		
101	305,500	394,500	431,900		
102	306,600	395,500	432,200		
103	307,700	396,600	432,500		
104	308,700	397,700	432,800		
105	309,300	398,400	433,100		
106	310,200	399,300	433,400		
107	311,000	400,200	433,700		
108	311,800	401,100	433,900		
109	312,700	401,900	434,100		
110	313,100	402,800	434,400		
111	313,500	403,600	434,700		
112	314,000	404,400	434,900		
113	314,600	405,000	435,100		
114	315,000	405,700	435,400		
115	315,500	406,400	435,700		
116	316,000	407,100	435,900		
117	316,600	407,700	436,100		
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			

124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第5 教育職本給表 (三)

(単位：円)

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
38	223,700	252,300	344,200	368,800	
39	225,400	254,800	346,200	370,300	
40	227,100	257,100	348,100	371,900	
41	228,700	259,800	349,900	373,100	
42	230,400	262,200	351,700	374,500	
43	232,000	264,400	353,500	375,900	
44	233,600	266,600	355,200	377,400	
45	235,300	268,800	357,000	378,900	
46	236,800	271,000	358,700	380,500	
47	238,200	273,200	360,200	382,100	
48	239,600	275,200	361,800	383,600	
49	241,000	277,500	363,100	385,000	
50	242,400	279,500	364,600	386,500	
51	243,900	281,400	366,200	388,000	
52	245,100	283,400	367,800	389,400	
53	246,200	285,200	369,300	390,600	
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	

61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
77	276,900	339,300	397,700	416,200	
78	278,000	341,200	398,600	416,600	
79	279,200	343,100	399,600	417,000	
80	280,400	344,900	400,600	417,400	
81	281,600	346,700	401,400	417,700	
82	282,500	348,500	402,200	418,100	
83	283,700	350,100	402,900	418,500	
84	284,900	351,900	403,700	418,800	
85	285,900	353,200	404,400	419,100	
86	286,800	354,800	405,200	419,500	
87	287,700	356,300	405,900	419,900	
88	288,700	357,800	406,600	420,200	
89	289,800	359,200	407,200	420,500	
90	290,700	360,500	407,900	420,800	
91	291,600	361,900	408,400	421,100	
92	292,500	363,300	409,100	421,300	
93	292,900	364,800	409,500	421,500	
94	293,600	366,100	409,900		
95	294,300	367,400	410,200		
96	295,100	368,600	410,500		
97	295,900	369,600	410,800		
98	296,700	370,600	411,100		
99	297,500	371,600	411,400		
100	298,200	372,600	411,600		
101	299,100	373,500	411,800		
102	299,600	374,500	412,100		
103	300,100	375,500	412,400		
104	300,600	376,500	412,600		
105	300,800	377,300	412,800		
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900	414,100		
111	302,400	382,900	414,400		
112	302,700	383,900	414,600		
113	302,900	384,500	414,800		
114	303,100	385,400	415,100		
115	303,300	386,300	415,400		
116	303,600	387,200	415,600		
117	303,900	388,000	415,800		
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			

124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
150		402,900			
151		403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第6 医療職本給表(一)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給月額							
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		

57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				
88		289,100	325,200	346,100				
89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					

## 別記第7 医療職本給表(二)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	本給月額						
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300

56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	280,900	314,200	347,600	365,600			
95	281,800	314,900	348,300	366,000			
96	282,800	315,500	348,900	366,300			
97	283,600	316,200	349,300	366,900			
98	284,400	316,500	349,700	367,400			
99	285,000	317,100	350,200	367,900			
100	285,900	317,800	350,600	368,400			
101	286,700	318,200	351,100	369,000			
102	287,500	318,800	351,500	369,500			
103	288,300	319,400	352,000	370,000			
104	289,100	320,000	352,400	370,400			
105	289,800	320,400	352,700	371,000			
106	290,300	320,900	353,200	371,500			
107	290,800	321,400	353,600	372,000			
108	291,300	321,900	353,900	372,500			
109	291,500	322,300	354,400	373,100			
110	291,800	322,700	354,900	373,500			
111	292,000	323,000	355,400	374,000			
112	292,400	323,300	355,900	374,500			
113	292,700	323,700	356,400	375,100			

114	292,900	324,100	356,900				
115	293,300	324,500	357,400				
116	293,600	324,800	357,800				
117	293,900	325,000	358,200				
118	294,200	325,300	358,600				
119	294,500	325,700	359,100				
120	294,900	325,900	359,600				
121	295,200	326,100	360,000				
122	295,600	326,400	360,500				
123	295,900	326,700	361,000				
124	296,300	327,000	361,500				
125	296,500	327,200	361,800				
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						

## 別記第8 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位:円)

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
3	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
7	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
11	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
15	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
19	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
23	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
27	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
31	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
35	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,400	8,300	13,500	14,800	
39	7,400	8,300	13,500	14,800	
40	7,400	8,300	13,500	14,800	
41	7,700	8,900	13,800	15,100	
42	7,700	8,900	13,800	15,100	
43	7,700	8,900	13,800	15,100	
44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45	8,000	9,300	14,100	15,500	
46	8,000	9,300	14,100	15,500	
47	8,000	9,300	14,100	15,500	
48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49	8,300	9,700	14,400	15,900	
50	8,300	9,700	14,400	15,900	
51	8,300	9,700	14,400	15,900	
52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53	8,600	10,500	14,700	16,300	
54	8,600	10,500	14,700	16,300	
55	8,600	10,500	14,700	16,300	
56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57	8,800	10,900	15,200	16,700	
58	8,800	10,900	15,200	16,700	
59	8,800	10,900	15,200	16,700	
60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61	9,100	11,300	15,500	17,100	
62	9,100	11,300	15,500	17,100	
63	9,100	11,300	15,500	17,100	
64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,400	12,100	16,100	17,400	
67	9,400	12,100	16,100	17,400	
68	9,400	12,100	16,100	17,400	

69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,700	12,500	16,300	17,700	
71	9,700	12,500	16,300	17,700	
72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,900	12,900	16,500	18,000	
75	9,900	12,900	16,500	18,000	
76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,200	13,300	17,000	18,300	
79	10,200	13,300	17,000	18,300	
80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,400	13,700	17,200	18,500	
83	10,400	13,700	17,200	18,500	
84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,600	14,000	17,400	18,700	
87	10,600	14,000	17,400	18,700	
88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,800	14,400	17,600	18,900	
91	10,800	14,400	17,600	18,900	
92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,000	14,700	17,800		
95	11,000	14,700	17,800		
96	11,000	14,700	17,800		
97	11,200	15,000	18,100		
98	11,200	15,000	18,100		
99	11,200	15,000	18,100		
100	11,200	15,000	18,100		
101	11,400	15,400	18,200		
102	11,400	15,400	18,200		
103	11,400	15,400	18,200		
104	11,400	15,400	18,200		
105	11,500	15,700	18,300		
106	11,500	15,700	18,300		
107	11,500	15,700	18,300		
108	11,500	15,700	18,300		
109	11,600	16,000	18,400		
110	11,600	16,000	18,400		
111	11,600	16,000	18,400		
112	11,600	16,000	18,400		
113	11,700	16,300	18,400		
114	11,700	16,300	18,400		
115	11,700	16,300	18,400		
116	11,700	16,300	18,400		
117	11,900	16,500	18,400		
118	11,900	16,500			
119	11,900	16,500			
120	11,900	16,500			
121	12,000	16,800			
122	12,000	16,800			
123	12,000	16,800			
124	12,000	16,800			
125	12,100	17,000			
126		17,000			
127		17,000			
128		17,000			
129		17,200			
130		17,200			
131		17,200			
132		17,200			
133		17,400			
134		17,400			
135		17,400			
136		17,400			
137		17,600			
138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			

141		17,700			
142		17,700			
143		17,700			
144		17,700			
145		17,800			
146		17,800			
147		17,800			
148		17,800			
149		17,900			
150		17,900			
151		17,900			
152		17,900			
153		17,900			
154		17,900			
155		17,900			
156		17,900			
157		17,900			
再任用職員	8,000	9,700			

## 別記第9 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位:円)

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
3	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
7	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
11	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
15	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
19	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
23	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
27	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
31	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
35	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
38	7,400	9,700	13,500	16,300	
39	7,400	9,700	13,500	16,300	
40	7,400	9,700	13,500	16,300	
41	7,700	10,500	13,800	16,700	
42	7,700	10,500	13,800	16,700	
43	7,700	10,500	13,800	16,700	
44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45	8,000	10,900	14,100	17,100	
46	8,000	10,900	14,100	17,100	
47	8,000	10,900	14,100	17,100	
48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49	8,300	11,300	14,400	17,400	
50	8,300	11,300	14,400	17,400	
51	8,300	11,300	14,400	17,400	
52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53	8,600	12,100	14,700	17,700	
54	8,600	12,100	14,700	17,700	
55	8,600	12,100	14,700	17,700	
56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57	8,800	12,500	15,200	18,000	
58	8,800	12,500	15,200	18,000	
59	8,800	12,500	15,200	18,000	
60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61	9,100	12,900	15,500	18,300	
62	9,100	12,900	15,500	18,300	
63	9,100	12,900	15,500	18,300	
64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65	9,400	13,300	16,100	18,500	
66	9,400	13,300	16,100	18,500	
67	9,400	13,300	16,100	18,500	
68	9,400	13,300	16,100	18,500	

69	9,700	13,700	16,300	18,700	
70	9,700	13,700	16,300	18,700	
71	9,700	13,700	16,300	18,700	
72	9,700	13,700	16,300	18,700	
73	9,900	14,000	16,500	18,900	
74	9,900	14,000	16,500	18,900	
75	9,900	14,000	16,500	18,900	
76	9,900	14,000	16,500	18,900	
77	10,200	14,400	17,000	19,100	
78	10,200	14,400	17,000		
79	10,200	14,400	17,000		
80	10,200	14,400	17,000		
81	10,400	14,700	17,200		
82	10,400	14,700	17,200		
83	10,400	14,700	17,200		
84	10,400	14,700	17,200		
85	10,600	15,000	17,400		
86	10,600	15,000	17,400		
87	10,600	15,000	17,400		
88	10,600	15,000	17,400		
89	10,800	15,400	17,600		
90	10,800	15,400	17,600		
91	10,800	15,400	17,600		
92	10,800	15,400	17,600		
93	11,000	15,700	17,800		
94	11,000	15,700	17,800		
95	11,000	15,700	17,800		
96	11,000	15,700	17,800		
97	11,200	16,000	18,100		
98	11,200	16,000	18,100		
99	11,200	16,000	18,100		
100	11,200	16,000	18,100		
101	11,400	16,300	18,200		
102	11,400	16,300	18,200		
103	11,400	16,300	18,200		
104	11,400	16,300	18,200		
105	11,500	16,500	18,300		
106	11,500	16,500	18,300		
107	11,500	16,500	18,300		
108	11,500	16,500	18,300		
109	11,600	16,800	18,400		
110	11,600	16,800	18,400		
111	11,600	16,800	18,400		
112	11,600	16,800	18,400		
113	11,700	17,000	18,400		
114	11,700	17,000	18,400		
115	11,700	17,000	18,400		
116	11,700	17,000	18,400		
117	11,900	17,200	18,400		
118	11,900	17,200			
119	11,900	17,200			
120	11,900	17,200			
121	12,000	17,400			
122	12,000	17,400			
123	12,000	17,400			
124	12,000	17,400			
125	12,100	17,600			
126	12,100	17,600			
127	12,100	17,600			
128	12,100	17,600			
129	12,300	17,700			
130	12,300	17,700			
131	12,300	17,700			
132	12,300	17,700			
133	12,400	17,800			
134	12,400	17,800			
135	12,400	17,800			
136	12,400	17,800			
137	12,500	17,900			
138	12,500	17,900			
139	12,500	17,900			
140	12,500	17,900			

141	12,600	17,900			
142	12,600	17,900			
143	12,600	17,900			
144	12,600	17,900			
145	12,800	17,900			
146	12,800				
147	12,800				
148	12,800				
149	12,900				
150	12,900				
151	12,900				
152	12,900				
153	13,000				
再任用職員	8,000	9,700			